

令和6年8月

お客さま各位



当座預金払戻請求書の新設と当座預金新規口座開設停止について

平素より、富士宮信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当金庫は、2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」において示された「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進」「小切手の全面的な電子化を図る」と記載された手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた社会的要請を踏まえ、手形や小切手の電子化に向けた取組として、以下の取扱いを実施させていただきます。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止

当座預金（一般当座勘定、マル専当座勘定）の新規口座開設を停止いたします。

新規に事業性資金の管理口座の開設をご希望されるお客さまは「普通預金」または「無利息型決済性預金」をご利用ください。

2. 払戻請求書による当座勘定からの払戻し取扱開始

お取引店の店頭における当座勘定からの払戻しについては、小切手を振り出しすることなく、当金庫所定の「払戻請求書へ記名・押印」および「当座預金入金帳等口座番号が確認できる資料の提示」をいただくことで、当座勘定からの払戻しが可能となります。

なお、引き続き小切手での払戻しも可能です。

3. 改正日

令和6年9月2日（月）

※当金庫では、法人・事業主さま向けのインターネットバンキングサービスをご用意しております。手形・小切手の代替手段としてご利用いただけますので、ご不明な点がございましたら、営業店窓口までお問い合わせください。

以上